

福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会 会議傍聴要領

〔平成18年12月1日〕
〔告示第4号〕

1 目的

この要領は、福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10人以内とする。ただし、会議の都合により増減することができる。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開始時刻の30分前から先着順に行うものとし、定員になり次第、終了する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険物と認められる物を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びている者。
- (3) 旗、のぼり、プラカード等議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき類を着用する等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号の定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となる行為をしないこと。

6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

委員長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。